



令和8年度「魅力ある観光地域づくり支援事業補助金」 旅行商品造成支援事業の二次募集を開始しました！

島根県では、宿泊者や観光消費額の増加が見込まれる事業を支援するため、「魅力ある観光地域づくり支援事業補助金」の制度を設けています。

この度、「魅力ある観光地域づくり支援事業補助金」の旅行商品の造成支援事業について、二次募集を実施することとなりましたのでお知らせいたします。

1. 補助事業の期間

交付決定日から令和9年3月5日まで

2. 概要

<対象事業>

(1) 地域資源を活用した旅行商品の造成支援事業 ※二次募集

補助率：1／2

補助上限額：1,000千円

(2) 世界遺産石見銀山とその周辺地域を活用した旅行商品の造成支援事業 ※二次募集

補助率：2／3

補助上限額：1,000千円

3. スケジュール

<対象事業> (1) (2)

申請締切 令和8年12月10日 17:00 必着

※なお申請期間中であっても、補助金が上限に達した時点で終了となります。

事前審査 申請のあったものから、随時書面審査を実施します。

審査 書面審査後プレゼンテーションによる対面審査（またはオンライン審査）

交付決定・通知 随時

実績報告書提出 令和9年3月5日必着（事業完了後30日以内または3月5日のいずれか早い日）

4. その他

別添資料の(3)広域周遊バス等運行支援事業、(4)JR観光列車のおもてなし支援事業についても引き続き募集しています。

5. お問い合わせ先・申請先

全県

島根県商工労働部観光振興課誘客第一係

TEL : 0852-22-6914

メール : kankou-yukyaku@pref.shimane.lg.jp

＜対象事業＞（１）～（４）すべて

隠岐

島根県隠岐支庁県民局観光振興課

TEL : 08512-2-9610

＜対象事業＞（３）のみ

事業の詳細、申請様式については別添資料、観光振興課のＨＰの募集案内をご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/josei/miryokuaru.html>



【第２期】 島根創生計画	I 活力ある産業をつくる 2 力強い地域産業づくり (2) 観光の振興 (P.24)
-----------------	--

【県 HP】

（島根創生を進めるための新規・拡充施策（令和8年度版））

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanr8/r8gaiyou.data/sinkikakujur8.pdf>



（島根創生計画〔第2期〕）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku2nd.pdf>

